

平成16年10月1日

# 感染症法に基づく 獣医師が届出を行う 感染症と動物が追加されます

## ● 1類感染症 ●

- ・ エボラ出血熱 **サル**
- ・ マールブルグ病 **サル**
- ・ ペスト **プレーリードッグ**
- ・ 重症急性呼吸器症候群  
(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)  
**イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン**

## ● 2類感染症 ●

- ・ 細菌性赤痢 **サル**

## ● 4類感染症 ●

- ・ ウエストナイル熱 **鳥類**
- ・ エキノコックス症 **犬**

(注) 下線が、平成16年10月1日より追加される感染症と動物です。

診断した時は、**直ちに** 最寄りの **保健所へ** 届出を行ってください

厚生労働省健康局結核感染症課